

医療費控除は

明細書を作成して
提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”（集計表）の添付
が必要となりました。

※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の通知書で、所定の事項が記載されたものをお願いします。
(例) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 円 〇	(2) (1)のうちその中に実際に支払った医療費の額 円 〇	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などを補填される金額 円 〇
-----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

2 医療費(上記1以外)の明細
【医療を受けた方の氏名】、【病院・薬局などの支払先の名称】ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものに付しては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額 円	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入		
2 の 合 計				
医療費の合計		A (2+3)	円	B (5+5)

3 控除額の計算

支払った医療費 保険金などで補填される金額 (合計) 円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項」の医療費控除欄に転記します。
差引金額 (A-1B) 円	B	
所得金額の合計額	C	申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 ① 2の差引額は、それを控除額を加算します。 ② 医療費控除の適用を受ける場合は、その所得金額に、さらに申告の控除額の高額がある場合、その所得金額(控除後の金額)を転記します。 なお、確定申告の申告には、申告書第二表「損失申告用」の「医療費控除額」を記入してください。欄の額の金額を転記します。
D × 0.05 (Dのときは0円)	D	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額 医療費控除額 (E-F) 円	F	
	G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

医療費通知に記載された額のうち
「実際に支払った額」
を記載する必要があります。

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載
します。

※この控除の適用を受ける方は、
セルフメディケーション税制の
適用を受けることはできません。

医療費控除の申告は
国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」で！
「医療費控除の明細書」も作成できます。